

環境物品等の調達の推進を図るための方針

令和 8 年 4 月

国立研究開発法人 国立環境研究所

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和 8 年度における調達の目標

令和 8 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和 8 年 2 月 3 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準（判断の基準の事項の中で「基準値 1」及び「基準値 2」が設定されている特定調達品目については、「基準値 1」とする。）を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は 1 0 0 %とする。
---	----------------------------------

2. 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規	調達を実施する品目については、調達目標は 1 0 0 %とする。
--	----------------------------------

トレー 消しゴム ステープラー（汎用型） ステープラー（汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉） マグネット（バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ） OAクリーナー（液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム 絵筆 絵の具 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形）（補充用を含む。）	
---	--

のり（テープ） ファイル（クリアーホルダー及びクリアー ファイルを除く。） クリアーホルダー クリアーファイル バインダー ファイリング用品 アルバム（台紙を含む。） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 テープ印字機等用カセット テープ印字機等用テープ ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー	調達を実施する品目については、調達目標は 100%とする。
---	---

傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	
--	--

4. 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6. オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7. 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------	---

8. 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---------------------------	---

テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	
----------------------------	--

9. エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水器 石油温水器 ガス調理機器	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

11. 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

12. 自動車等

12-1 自動車

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

12-2 ITS対応車載器

乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----------------------	------------------------------

13. 消火器

消火器	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
-----	---------------------------

14. 制服・作業服・帽子

制服 作業服 帽子	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維、又は植物を原料と
-----------------	--

靴	する合成繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生PET樹脂から得られるポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	令和8年度に購入する物品及び同年度から新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生PET樹脂から得られるポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	---

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。 (研究実験等に使用する特殊手袋は除く。)
------	---

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生PET樹脂から得られるポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

18. 設備

太陽光発電システム（公共・産業用）	調達の予定はない。
太陽熱利用システム（公共・産業用）	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水器具	調達を実施する場合には、調達目標は100%とする。
給水栓	調達を実施する場合には、調達目標は100%

	%とする。
日射調整フィルム	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
低放射フィルム	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
テレワーク用ライセンス	調達の予定はない。
Web会議システム	１件を調達予定。
地中熱利用システム	調達の予定はない。

１９．災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 備蓄用作業服 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
--	------------------------------

２０．公共工事

公共工事	公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。
------	--

２１．役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する場合には、調達目標を１００％とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達を実施する場合には、調達目標を１００％とする。
自動車整備	調達を実施する場合には、調達目標を１００％とする。
庁舎管理	調達を実施する場合には、調達目標は１００

	%とする。
植栽管理	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
加煙試験	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
清掃	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
タイルカーペット洗浄	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
機密文書処理	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
害虫防除	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。（ただし、判断基準のうち②、③、④については努力目標とする。）
輸配送	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
旅客輸送（自動車）	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。（ただし、判断基準のうち⑥については努力目標とする。）
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
飲料自動販売機設置	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
引越輸送	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
会議運営	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
印刷機能等提供業務	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。

２２．ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する場合には、調達目標は１００％とする。
------------	---------------------------

Ⅱ．特定調達物品等以外の令和８年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品等を選択する際は、エコマーク、エコリーフ、カーボン・オフセット認証等を参考にし、環境負荷の少ない製品の調達に努めることとする。

Ⅲ. その他環境物品等の調達に関する事項

1. 研究所内にグリーン調達のための連絡会議を設ける（別紙）。
2. 本調達方針は全ての部署を対象とする。
3. 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
4. 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるよう努める。
5. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
6. 調達する品目に応じて、環境ラベル等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
7. 全ての木質及び紙（間伐材、古紙を除く。）が、原料となる物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成18年2月18日作成）に準拠して行うよう努める。
8. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
9. 事業者の選定に当たっては、ISO14001若しくはエコアクション21（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者、又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するものとする。
10. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
11. 本調達方針に基づく調達担当窓口は総務部会計課とする。

国立研究開発法人国立環境研究所 グリーン調達推進体制概要図

